

平成七年十月三十日提出
質問第六号

通商産業省綱紀肅正に関する再質問主意書

提出者 榎崎弥之助

通商産業省綱紀肅正に関する再質問主意書

通商産業省の綱紀肅正に関する質問主意書に対する答弁書につき、以下の質問をする。

記

平成七年十月十九日付け質問主意書に対する答弁書を拝受した。

過日、一部の官僚が「首相は頭が悪い」との発言をした旨の報道に接したが、この答弁書はそれ以前の問題、即ち、文章の読解能力の不存在を証明しているのである。

私の質問主意は、事実の調査を行い「調査結果」「調査結果に基づきどのような処置をとるのか」「再発防止のための対策」につき報告を求めるものであった。

しかるに、「調査の結果どのような事実が存在したか」については何等の報告も無く、従って、処置、対策についての回答は荒唐無稽なものとなっている。

一 然し乍ら、答弁書として文字を羅列しているので、まず再質問主意として、答弁書の内容につき答弁を求めらる。

まず、「法令に照らして問題としなければならない事実は見つからなかった」との事であるが、ここに

いう「法令」とは何か、「具体的に列挙」されたい。

次いで、「個人的飲食の場所等」に関し一部に誤解を招きかねない点が認められた」とあるが、「個人的飲食の場所等」とは何を指すのか「具体的に一般人に分かる様に明示し」、「誤解を招きかねない点」とはどのような事実内容をさしているのかにつき具体的に明らかにされたい。

「関係者に注意を行う」とあるが、「何につき注意したのかを」明らかにされたい。

更に、「より一層綱紀の厳正な保持を図るための具体的措置を講じた」とあるが「その内容方法を」明らかにされたい。

二 先の質問主意書では、内閣総理大臣が真摯に事態を認識し、誠意をもって事実の調査検討を行うものとして期待し、私の得た情報も敢えて記載しなかった。然るに、前記の如き答弁書の内容であり、綱紀粛正どころか官僚の腐敗に加担しかねない姿勢がみえる所である。

そこで、私は具体的な事実を指摘して具体的に質問する事とする。

1 通商産業省産業政策局長牧野力が別紙(一)記載の年月日に台東区浅草の料亭Hで別紙(一)記載年月日、人数、金額の宴会芸者遊びをした事実が存在したか否か。

遊興費、ハイヤー代金等の支払いを民間の企業人に「付け回し」(たかり)しているか否か。

「付け回し」している場合、金銭の支払い者は誰か。

2 右同人が別紙(二)記載の年月日に同書面料亭名記載の料亭で民間企業から接待を受けているか否か。
受けているとすればその接待企業はどこか。

3 答弁書は右1、2の事実の存在を確認した上で作成されたものであるのか否か。

4 右3につき存在を確認した上での「注意処分」であるとするれば、それは不当に軽い処分と思うが、適正なものであるか否かについて。

三 なおこの際、以下の新事実についても追加質問をする。

1 横浜の割烹料亭「A」で、「昔の会」あるいは「打上げ会」などと称して、通産省の役人が「N」に付け回しさせている事実がある。大人数でやってきて問題の局長が「ここまでは追っかけてはこない。絶対に大丈夫だ。マスコミでも俺を悪く言う奴はいない」と豪語し、メンバーは毎回一緒の顔ぶれである。

これらの事実について実態を調査し、具体的に報告されたい。

2 十月十九日付けで私が「通商産業省綱紀肅正に関する質問主意書」を提出した直後の十月二十二日（日）、山梨県の河口湖カントリークラブにおいて、公益法人である（社）日本原子力産業会議が主催したゴルフコンペ（毎回百人前後出席）に通産省幹部、特に資源エネルギー庁幹部が出席しているという。

このコンペは毎年春秋二回、三十年以上も継続して行われている。しかもその前日（二十一日）には同じくエネルギー官庁のゴルフコンペが隣接の桜富士カントリークラブで開催され、翌日の同コンペに同省庁幹部（閣僚も出席した場合があるという）が参加している。これは二十四日の「原子力の日」の一環と称している。二日連続のコンペ参加料は概算、宿泊料こみで一人五万円以上、昨今の各官省庁の綱紀の乱れから考えて自己負担の筈はない。一部高官は過去に公用車を使用、また同会議のハイヤーも利用している。宿泊の際は民間幹部（天下り組を含む）の宿泊先（ホテルなど）に現職省庁幹部を割当てているという。正に癒着腐敗の構図であり、これらの指摘した事実関係についても徹底して調査の上、報告答弁されたい。

右質問する。

別紙(一)

浅草「料亭H」台東区浅草(いわゆる付け回し)関係

(平成)年月日	人数	金額(円)	内ハイヤー代	ハイヤー行先
5-3-2	4	254,852		
4-16	3	380,878		
5-21	4	470,648		
8-3	2	201,316		
8-20	6	681,290		
12-14	4	287,788		
6-1-20	3	378,500	5,860	池尻
2-25	6	570,604		
3-25	4	577,678	50,260	上用賀 東山・池尻
4-11	4	362,568		
4-12	5	563,152	54,460	上用賀 津田沼
4-27	2	203,104	25,710	上用賀
5-6	3	328,656	26,850	大橋・用賀
5-11	3	425,568	64,720	用賀 東山・西大泉
5-20	3	393,170	36,520	用賀 矢来町・目白台
6-23	3	365,856	30,340	用賀 箱崎
6-27	3	371,534	59,860	用賀 南長崎 田園調布
7-27	3	330,690	26,740	目黒・用賀
8-22	4	271,724		
9-9	2	277,438	47,620	用賀・聖跡桜ヶ丘
9-16	3	422,848	30,140	上用賀
10-19	6	554,984	57,540	豊島園 池尻・横浜緑区
7-1-18	2	258,916	38,760	赤坂・用賀
2-24	2	202,658	25,180	上馬・用賀
3-30	3	309,084		
4-3	2	116,020	25,480	上用賀
4-10	4	393,632	41,220	用賀 西麻布

別紙(二)

赤坂 業者接待関係

(平成) 年月日	料亭名
6-1-5	M
1-14	M
1-25	K
1-28	M
2-4	T
2-14	M
3-3	M
3-22	TK
4-15	M
4-26	T
5-10	M
6-9	W
6-20	KI
6-22	T
7-22	M
7-28	M
8-18	TM
8-26	TM
9-19	TM
9-21	TM
10-11	T
12-29	TM
7-1-26	KI
1-30	M
2-20	KO
2-28	TM
3-29	TM
3-31	TM
4-19	T
4-21	M